

# ごみと資源物の出し方のルール

## 1 春日部市の分別ルールを守る

- 集積所にごみを出すときは、「可燃ごみ(P25)」、「不燃ごみ(P26)」、「紙・布(P29・30)」、「びん・かん・ペットボトル(P31)」、「有害・危険ごみ(P31)」に分別してください。



- ※「粗大ごみ」は、戸別収集(P27)の手続きをしていない場合は、集積所には出せません。
- ※「家電リサイクル法に定められた家電製品(P23)」、「パソコン(P23)」、「処理困難物(P24)」は集積所には出せません。

## 2 可燃ごみや散乱しやすい不燃ごみを出すときは、透明または白色半透明の袋(45ℓ以下)を使う

- ※中身が確認できない袋(黒、青色のポリ袋など)は収集しません。
- ※レジ袋や段ボール箱、紙袋では出さないでください。



## 3 集積所に出す日と時間を守る

- 収集日は、収集区によって異なりますので、ごみを出す前にカレンダーを確認してください。  
※一部の祝日では可燃ごみの収集を行いません。
- 収集日の**当日、必ず午前8時まで**に決められた集積所に出してください。  
※交通事情などにより収集時間は変動します。収集作業後に出されたものは再収集しません。次回の収集日に出してください。
- カラスや犬、猫などによる散乱防止や放火、資源物盗難防止のため、前日出し、夜間出しは避けてください。  
※散乱防止のため、防鳥ネットを貸与しています。詳細は、市役所リサイクル衛生課(048-797-8028)、庄和総合支所総務担当(048-746-9701)へ。



## 4 その他の注意事項

- 防鳥ネットを使用する時は、排出物にしっかりかぶせて固定してください。
- 強風による飛散防止のため、資源物収集用コンテナがひもで結ばれているときは、ひもを解いて使用してください。
- 庭木の剪定、引っ越しなどで排出される一時多量ごみは、分別ルールを守り、数回に分けて集積所に出してください。
- 事業者に取り外しなどを依頼して出たごみは、その事業者が処理責任があるため、市で回収することはできません。
- 商店・事業所・会社・農業などの家庭生活以外から生じたごみ(事業系のごみ)は、集積所に出すことはできません。  
※事業系一般廃棄物…収集運搬許可業者へ収集依頼するか、直接処理施設へ搬入(有料)してください。  
産業廃棄物…市の処理施設への持ち込み不可。産業廃棄物についての問い合わせは埼玉県東部環境管理事務所(0480-34-4011)へ。



# 家庭から出たごみの分別フローチャート

集積所に出してよいものですか？

いいえ

◆家電リサイクル法対象品、パソコン → P23

■エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機、パソコン



◆市で収集できないごみ（処理困難物）→ P24

■車とオートバイの部品・住宅設備機器・建築廃材・薬品・マッサージチェアほか

はい

飲食料用のびん・かん、♻️のマークがついているペットボトルですか？

はい

◆びん・かん・ペットボトル → P31



はい

紙や布で、汚れのないものですか？

はい

◆紙・布 → P29・30



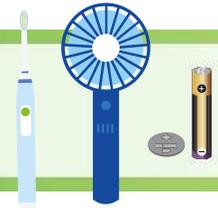
はい

充電式電池を使用している20cm以下の小型家電や乾電池、ボタン電池、コイン電池、モバイルバッテリーですか？

はい

◆有害・危険ごみ → P31

※モバイルバッテリーやボタン電池（型式SR・PR・LR）は回収協力店（P24）が利用できない場合は有害・危険ごみへ



はい

たて・よこ・高さの一番長いところが50cm以下のものですか？

はい

◆可燃ごみ → P25



◆不燃ごみ → P26

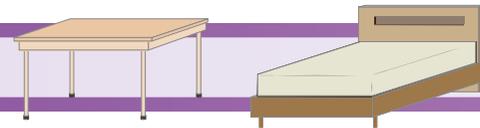


はい

たて・よこ・高さの一番長いところが2m未満のものですか？

はい

◆粗大ごみ → P27・28



※詳細は、各ページをご確認ください。